

# 共済組合への 送付書類をチェック！！

共済組合には40～74歳の方に特定健康診査（特定健診）を毎年受診させる義務がありますので、特定健診の受診をお願いしています。

その後、特定健診の受診の仕方、共済組合へ結果等の提出が必要になる場合がありますので、以下の提出書類を同封の返信用封筒にて送付してください。

## ① 受診券を利用して受診する場合

提出する書類はありません。

## ② 受診券を利用して人間ドックを受診する場合（裏面受診機関で利用可能）

提出する書類はありません。

## ③ パート勤務先で定期健康診断を受診する場合

- ・定期健康診断の結果（写し）
- ・標準的な質問票
- ・特定健康診査受診券（セット券）  
を返信用封筒で佐賀支部あて送付してください。

## ④ 自費で人間ドックを受診する場合

- ・人間ドックの結果（写し）
- ・標準的な質問票
- ・特定健康診査受診券（セット券）  
を返信用封筒で佐賀支部あて送付してください。

## ⑤ 定期的に病院で特定健診の項目をすべて検査している場合

- ・検査結果（写し）
- ・標準的な質問票
- ・特定健康診査受診券（セット券）  
を返信用封筒で佐賀支部あて送付してください。

③～⑤に該当する方で、提出書類を御返送いただくと、「花王めぐりズム 蒸気でホットアイマスク（5枚入り）」をもらえる進呈いたします。

**注意**

結果の写しを送付する場合は、必ず検査項目を満たしているか確認してください。未受診の項目があれば、受診券により特定健診をご受診ください。

